

写

28生産第48号

平成28年4月8日

北海道農政事務所生産経営産業部長
地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

農林水産省生産局農業環境対策課長

環境保全型農業直接支払交付金の取組を実施するほ場における肥料の使用に
関する留意事項について

昨年、肥料袋に表示された原材料とは異なる原材料が使用された肥料（以下「不適正肥料」という。）が生産・販売され、この不適正肥料を平成27年度の環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直接支払」という。）の取組を実施するほ場において使用した場合、環境直接支払の要件を満たさなくなり交付金の交付を受けられなくなるという事態が発生しました。

この事態を踏まえ、農林水産省は肥料生産業者に対し、別添のとおり、「特別栽培農産物及び環境保全型農業直接支払交付金の要件について」（平成28年4月8日付け28食産第22号、28生産第47号食料産業局食品製造課長、生産局農業環境対策課長通知）及び「有機JAS認定事業者に対する肥料等の原材料、製造工程等を示す書類の提供について」（平成28年4月8日付け28食産第23号食料産業局食品製造課長通知）を通知するとともに、ブロック別肥料生産業者説明会を開催し、有機JAS規格、特別栽培農産物認証制度及び環境保全型農業直接支払制度に対する影響について周知しているところです。

つきましては、こうした事案が発生したことを踏まえ、貴局管内の都道府県に対し、市町村を通じて、平成28年度の環境直接支払の事業計画を提出している又は提出予定の農業者の組織する団体等に対して、不適正肥料を使用した場合には環境直接支払の事業の要件を満たさなくなる可能性があることを踏まえ、肥料の使用に際しては下記の点について留意するよう速やかに周知することを依頼願います。

また、有機農業や環境保全型農業に取り組む農業者のうち環境直接支払に取り組むことが見込まれる農業者以外に対しても、当該事案の発生に伴い有機農業や環境保全型農業の取組に支障が生じることが想定されることについて、併せて周知することを依頼願います。

記

1 有機農業の取組

有機農業の取組については、使用した肥料に化学肥料が含まれていた場合は化学肥料を使用しないという事業の要件を満たさなくなる可能性があることから、使用する肥料について肥料生産業者又は販売業者から資材証明書等（資材袋の写し等でも可）を必ず入手し、内容確認を行った上で資材証明書等を保管しておくこと。

2 有機農業以外の取組

有機農業以外の取組については、化学肥料の使用を都道府県の慣行レベルから5割以上低減するという事業の要件を満たさなくなる可能性があることから、使用する肥料について、必要に応じ、肥料生産業者又は販売業者から当該肥料に含まれる化学合成された窒素成分量の確認を行うこと。

写

28食産第22号
28生産第47号
平成28年4月8日

肥料生産業者 御中

農林水産省 食料産業局食品製造課長
生産局農業環境対策課長

特別栽培農産物及び環境保全型農業直接支払交付金の要件について

昨年、肥料袋に表示された原材料とは異なる原材料が使用された肥料が販売されたため、こうした肥料を用いた農業者が、①生産した農産物を特別栽培農産物として販売できなくなる、②環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直接支払」という。）の支払いを受けることができなくなるという事態が発生しました。

特別栽培農産物の表示は、その農産物が生産された地域における化学肥料及び農薬の標準的使用の50%以下で栽培された農産物について認められています。

また、環境直接支払は、こうした取組はもとより、化学肥料及び化学合成農薬を使用せずに栽培する取組（有機農業）に対しても交付されるものです。

このため、実際の肥料中の原材料が表示と異なる場合には、農業者の想定を超えて化学肥料が使用され、当該農産物を特別栽培農産物として販売できない、環境直接支払の交付を受けられないこととなる可能性があります。

貴社におかれましては、このことに御留意の上、原材料における化学肥料の使用の有無及び化学肥料に由来する窒素成分量について、農業者に正確な情報提供を行っていただくようお願いします。

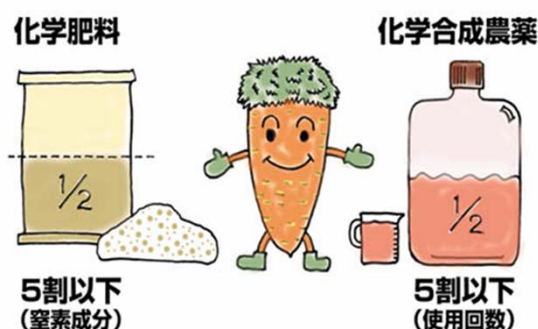
特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて

化学肥料の窒素成分量が 50% 以下
節減対象農薬の使用回数が 50% 以下

で栽培された農産物です。



ご注意ください

- 化学肥料に由来する窒素成分量について、農家に適切な情報提供をお願いします。
- 情報提供を行った時よりも、硫安など化学肥料の使用量を増やすことにより、化学肥料に由来する窒素成分量が増加する場合は、正しい窒素成分量について、改めて情報提供してください。
- 誤った情報提供により、化学肥料の窒素成分量が慣行レベルの 50% を超えて栽培された農産物は、特別栽培農産物として販売することができません。

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの情報

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算額 2, 410 (2, 609) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2, 310 (2, 470) 百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



堆肥の施用



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【支援単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組	
対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

地域特認取組の例	
対象取組	交付単価
IPM※1を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a※2
冬期湛水管理※3	8,000円/10a

※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術
※2：対象作物や交付単価は道県により異なる
※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

5 割低減の取組について

(1) 5 割低減の取組とは

主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組です。

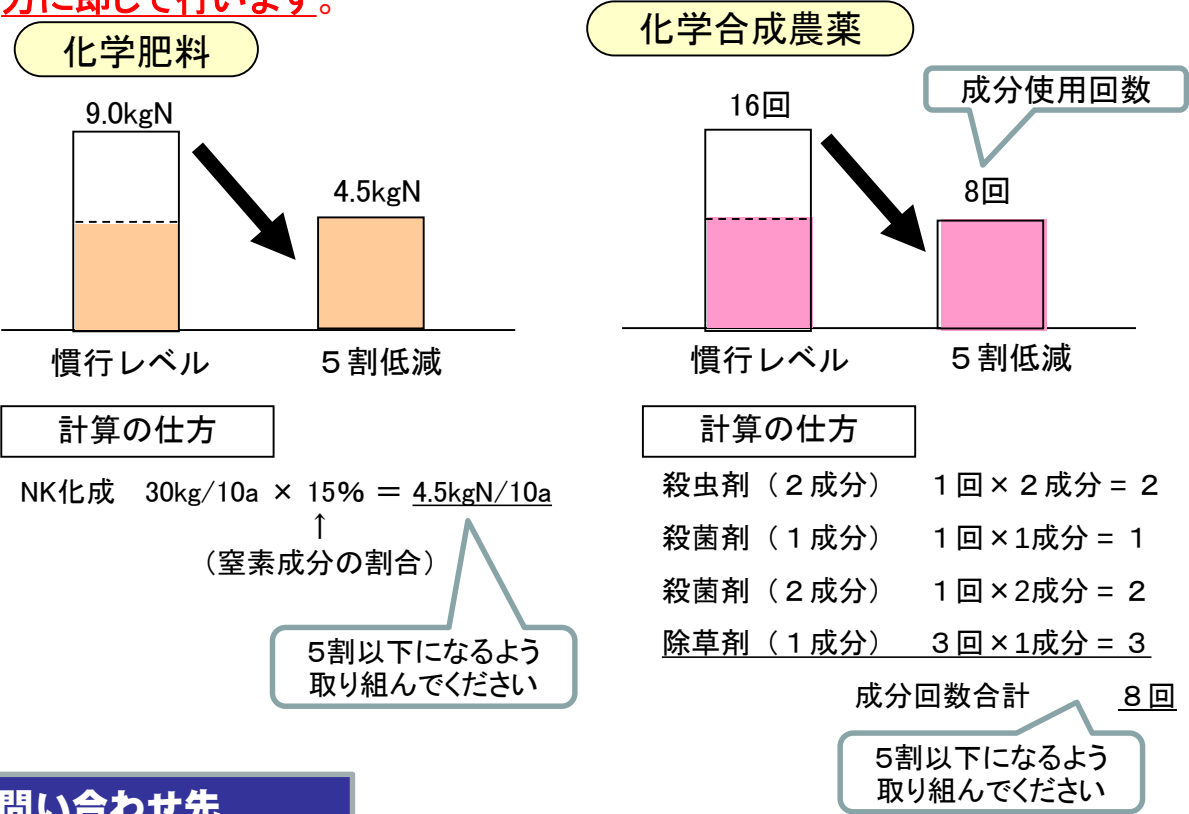
(2) 算定の仕方

低減割合の比較に用いる慣行レベルは、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

■ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方

算定方法等については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の考え方に即して行います。



問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省生産局農業環境対策課	03-6744-0499

※ 環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳細なパンフレットは環境保全型農業直接支払交付金のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html）に掲載していますのでご覧ください。本パンフレットについて不明な点がありましたら上記の問い合わせ先にお問い合わせください。

写

28食産第23号
平成28年4月8日

肥料生産業者 御中

農林水産省 食料産業局食品製造課長

有機JAS認定事業者に対する肥料等の原材料、製造工程等を示す書類の提供について

日頃より有機JAS制度に対するご理解とご協力をありがとうございます。

昨年、実際には有機農産物のJAS規格上使用できない肥料が、使用可能なものとして販売されたため、こうした肥料を用いた有機生産者が、生産した農産物を有機農産物として販売できなくなる事態が発生しました。

水稻への元肥の施用を前に有機生産者に肥料を販売する機会が増大するところ、こうした事態の再発を防止するため、

- ① 有機農産物の栽培に使用できる肥料、土壌改良資材は、有機農産物のJAS規格に適合するものだけであること
- ② 肥料等が有機農産物のJAS規格に適合するかどうかは、有機JASの農家が、肥料の生産業者等から入手した書類（客観的証拠）により確認すること
- ③ 書類の提供にあたっては、実際の原材料や製造工程が全て正しく記載されている必要があること

について改めてご理解の上、適切にご対応頂きますようお願い申し上げます。

詳しくは、別添「肥料等を生産・販売する皆さまへ」をご参照ください。



肥料等を生産・販売する皆さまへ



有機JASの農家に、肥料の原材料、製造工程等を示す書類を提供することについて、ご理解とご協力をお願いします。

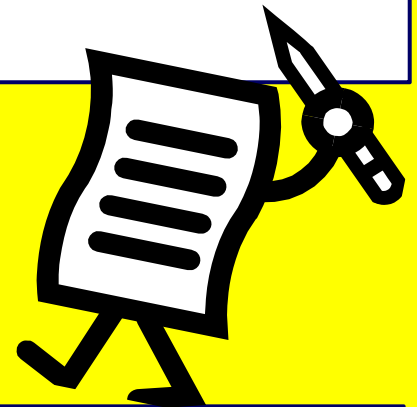
1. 有機農産物の栽培に使用できる肥料、土壌改良資材は、有機農産物のJAS規格に適合するものだけです。

どのような肥料が適合するかについては、裏面をご覧ください。

2. 肥料等が有機農産物のJAS規格に適合するかどうかは、有機JASの農家が、肥料の生産業者等から入手した書類（客観的証拠）により確認します。

- 肥料等の原材料、製造工程を示す書類が必要です。
- 肥料製品そのものだけではなく、製品の原料として使用した肥料についても、その原材料、製造工程を示す書類が必要です。

※ この他、肥料等の分析結果などの書類が必要になることもあります。



3. 書類の提供にあたっては、実際の原材料や製造工程が全て正しく記載されていることをご確認ください。

- 使用する原材料を変更する場合は、その都度、変更した原材料に応じた書類を提供してください。
- 誤った書類の提供により、有機JAS規格に適合しない肥料等が使用された農産物は、有機農産物として販売できません。

参考 ○有機農産物の日本農林規格

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/kikaku_26_yuki_nousan_160224.pdf

※ 有機農産物（できるだけ農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然界の力を活かして生産された農産物）の生産方法を定めています。

○有機農産物のJAS規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_teijunsyo.pdf

※ 有機農産物の栽培に使用する肥料等の評価について、具体的な基準・手順を示しています。

どのような肥料等が有機農産物のJAS規格に適合しますか？

次の①～③全ての条件を満たすものが有機農産物のJAS規格に適合します。

- ① 有機農産物のJAS規格の別表1（下表）に掲載されており、その基準を満たすこと
- ② 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
- ③ 原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないこと

有機農産物のJAS規格別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準	肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材（※）	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。	岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材（※）	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。	木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材（※）	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。	泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材（※）	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。	パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。	バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ		けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
乾燥藻及びその粉末		塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。	よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1Kg中90mg以下であるものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。	塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	リン酸アルミニウムカルシウム（※）	カドミウムが五酸化リンに換算して1Kg中90mg以下であるものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。	塩化カルシウム（※）	
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1Kg中90mg以下であるものであること。	食酢（※）	
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。	製糖産業の副産物	
軽焼マグネシア		肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩（※）に限り、使用することができる。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。	その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であつて、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限り、）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
硫黄（※）			
生石灰（苦土生石灰を含む）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。		
消石灰（※）	上記生石灰に由来するものであること。		
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）（※）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。		

（※）使用することがやむを得ないものとして、化学的に合成されたものも認められています。

（※）原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難な場合は、当分の間、組換えDNA技術が用いられたものの使用が認められています。

有機JASに肥料の認証の仕組みはありますか？

有機JASには、肥料を認証する仕組みはありません。

なお、（一社）有機JAS資材評価協議会など一部の団体では、任意で肥料等資材の評価や評価結果の公表を行っています。詳細は、これらの団体にお問い合わせください。



お問い合わせ先
農林水産省 食料産業局 食品製造課 TEL：03(6744)7139

